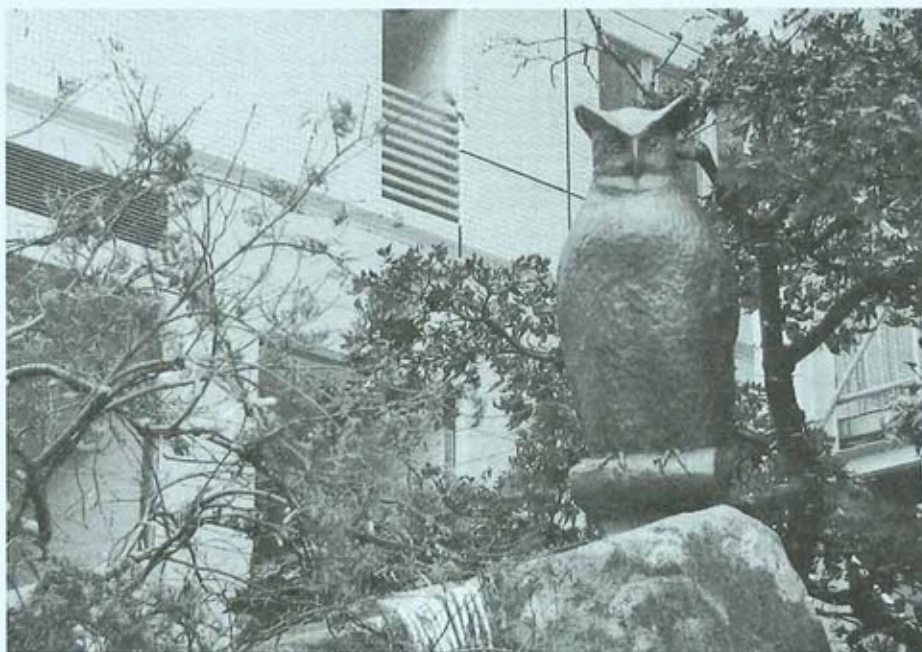


豊島省税会 会報

第 19 号

平成20年1月



豊島間税会

目 次

年頭のご挨拶	・・・・豊島間税会 会長代理	・・・・根本 弘三	・・・・1
新年のごあいさつ	・・・・豊島税務署 署長	・・・・櫛田 隆治	・・・・2
税を考える週間	・・・・豊島間税会 青年部長	・・・・藤川 盛弘	・・・・3
平成19年度納税表彰	・・・・	・・・・	・・・・4
表彰を受けて	・・・・豊島間税会 理事	・・・・伊東 佑弘	・・・・5
ご挨拶	・・・・豊島間税会 常任理事	・・・・牧野 雅之	・・・・5
受彰御礼	・・・・豊島間税会 副会長	・・・・増子 信介	・・・・6
日帰りバス研修会	・・・・豊島間税会 女性部長	・・・・野村 要子	・・・・6
中学生「税についての作文」			
「税の大切さ」	・・・・西池袋中学校3年	船津 いすず	・・・・7
「税金の使い道」	・・・・巣鴨北中学校3年	折茂 彩花	・・・・8
「日本の国の納税者として」	・・・・川村中学校3年	安藤 千尋	・・・・9
間税会とは	・・・・	・・・・	・・・・10
税務署だより（確定申告特集ほか）	・・・・	・・・・	・・・・11
編集後記	・・・・	・・・・	・・・・15

消費税 活かすみんなの 間税会



年頭のごあいさつ

豊島間税会副会長 根本 弘三

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新春をお迎えられた事と心からお慶び申し上げます。昨年中は、会の運営活動に対しましては署を始め、会員の皆様方の暖かいご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年のニュースを振り返りますと、年金処理問題、食肉等の偽装問題、安倍内閣から福田内閣への唐突とも言える交代、そして、原油高の高騰に加え、我国市場に大きな影響を与えたサブプライムローン問題等、暗いことが多かったように思います。今年こそ、明るい年にと願いたいものです。

さて、去年は間接税申告納税制度45周に当たり、署長感謝状の表彰を受けられた方がおられました。また、「税を考える週間」におきましては、池袋西口公園にて、署長はじめ署の方々、都税事務所の方々、納税各団体とともに税に関するパンフレットや世界各国の消費税率を刷り込んだ「世界の消費税・138ヵ国」のクリアファイルを配布し、税に関する広報を行ないました。会員の皆様にはご協力ありがとうございました。これからも、税務連絡協議会と共に消費税のなお一層の定着に向けての啓発・ピーアールや滞納未然防止のための消費税完納運動などに努めていきたい、と考えております。

また、国税電子・納税システムいわゆるe-Taxにつきましては、e-Taxの周知と利用促進活動に積極的に対処していきたいと思っております。さらに、税の標語の募集等租税教育活動にも積極的に取組んでいきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましてはご協力の程をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝とご事業の発展をお祈り申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

豊島税務署長 櫛田 隆治

新年あけましておめでとうございます。

平成20年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

旧年中は、役員の方々並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税を考える週間における池袋西口公園広場での街頭広報などを通じ、消費税をはじめとする税務広報や税知識の普及にご尽力いただきまして、ありがとうございました。

本年も、消費税知識の普及や納税道義の高揚等のため、なお一層の活発な会活動をよろしくお願い申し上げます。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、経済のグローバル化や少子・高齢化などにより、大きく変わってきており、国民の皆様の税への関心も制度面から行政のあり方まで幅広いものになってきております。

こうした中、私どもは、納税者たる国民の皆様の視点に立って、行政の透明性、効率性の確保に努め、常に適正、公平な課税と収納の確保を念頭におき、信頼される税務行政の確立に向けて一層の努力をして参る所存です。

また、インターネットを利用した電子申告、電子納税ができるシステム（通称「e-Tax」）につきましては、納税者の皆様の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため、その普及を最重要課題として全力で取り組んでおりますので、会員の皆様におかれましては、申告・納税に e-Tax を是非ともご活用いただきますようお願いいたします。

まもなく平成19年分の所得税と個人事業者の消費税の確定申告の時期を迎えます。所得税確定申告では e-Tax を利用していただきますと最高5千円の税額控除もございますので、ご利用方よろしくお願い申し上げます。

終わりに、豊島間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念しまして新年のあいさつとさせていただきます。



税 を 考 え る 週 間

豊島間税会青年部長 藤 川 盛 弘

新年明けましておめでとうございます。

本年度も税を考える週間（11月11日～17日）が行われました。本年度は「e-Tax」の普及促進活動の広報に重点をおき、豊島間税会でも11月12日（月）午前9時30分から池袋駅西口公園にて、豊島税務署より櫛田署長、今長副署長、江澤統括官をはじめ納税貯蓄組合連合会長、豊島税務連絡協議会の多数の役員の方、当会より根本副会長及び役員の方、その他多数の署員の参加を得て、クリアファイルに税金についてわかりやすく解説した小冊子、簡易視力検査のできるボールペンと絆創膏等をセットにして通行中の方々に配布し、PR活動を行って参りました。

櫛田署長には率先してクリアファイルを配布していただき、大変、感謝しております。

11月14日（水）には、納税表彰式がホテルベルクラシック東京で挙行されました。

11月以降、“消費税”についての議論、報道が増えております。原油価格の高騰などによって、生活必需品の価格も値上がり、家計の圧迫感が強まっております。社会の高齢化を考えると、税率アップは避けられないのかも知れませんが、景気後退、格差社会を助長しないよう十分な議論をお願いしたいと思います。

最後に、昨年、豊島間税会会長の若松隆雄様が他界されました。若松会長の人柄に惹かれ、面倒見の良さが当会にも反映させていたと思います。若松会長の意志を引き継いで、今後の豊島間税会の発展のため、頑張りたいと思います。



◆◆◆◆◆ 活かそうよ みんなの未来に 消費税 ◆◆◆◆◆

平成19年度 納 税 表 彰

平成19年11月14日(水)平成19年度納税表彰式が大塚ホテルベルクラシックで挙行され、当会より下記の方々が受賞されました。

なお、表彰祝賀会も同ホテルで盛大に行われました。

- | | |
|---------------|-------------|
| ◎ 署長表彰 | 野村 要子(常任理事) |
| ◎ 署長感謝状 | 藤川 盛弘(常任理事) |
| ◎ 間接税申告納税制度 | 牧野 雅之(常任理事) |
| 45周年記念署長感謝状 | |
| ◎ 豊島税務連絡協議会表彰 | 増子 信介(副会長) |
| | 伊東 佑浩(理事) |



我が国の 明日を支える 消費税

豊島間税会理事 伊 東 佑 浩

新年あけましておめでとうございます。

去年は、思いもかけず「豊島税務連絡協議会表彰」をいただき、誠にありがとうございました。

私の「豊島間税会」への入会は、「豊島優申会」の一員としての団体加入でした。しかし、入会はしたものの「豊島間税会」は、どのような事業をしているのかもわからない状態でした。ある時、故若松会長から役員への推薦があり、間税会を知るうえで良い機会であると考え、お受けしました。その後、役員会、研修会等に出席し、役員の方々と話す機会が多くなり、役員皆様の当会にかけろご尽力に頭が下がる思いでした。また、数多くの間接税があることを知り得たのも役員皆様のおかげでした。

間接税の中で、特に消費税は少子高齢化に向かって、その役割について数々の意見があるところであります。「消費税 活かすみんなの間税会」、この言葉が消費税の大切さをよくあらわしており、間税会の大きな役割の一つと考えます。

このたびの受彰を機に「豊島間税会」の役員として、あらためて会の発展のために、出来る限り協力していききたいと思います。

本年も、役員、会員の皆様のご健康とご事業の発展を心よりお祈り申し上げます。

揆 撙

豊島間税会常任理事 牧 野 雅 之

平成20年度の新春を迎え、謹んでお喜び申し上げます。

顧みますと、我国が戦後の復興から高度経済成長に向け、まっしぐらに走り始めた昭和31年頃より、50余年が経過しました。

今日に於いては、実感なき景気拡大とも言われ、中小企業におきましては回復ペースが鈍く、依然として厳しい経済環境下にあると言えます。

この様な厳しい情勢の中、昨年、間接税申告納税制度施行45周年にあたり、納税表彰に於いて、図らずも私が、間接税申告納税制度45周年記念署長感謝状の受賞をいたしました。これもひとえに、間税会はもとより、関係各位の皆様のお陰様によるものであると感謝いたします。

さて、税務行政に於いては、平成16年から開始されたe-Tax「国税電子申告・納税システム」の普及に全力で取り組んでいます。現在では、所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税の申告が行なえ、同時に全ての税目でインターネットバンキングでの納税が可能です。課題の一つとして、e-Taxの周知、利用促進活動等々、納税制度を理解しつつ、厳しい社会環境の中、微力ではありますが、間税会の活動を続けていきたいと考えておりますので皆様のご協力をお願いいたします。

世代越え みんなで負担 消費税

受 彰 御 礼

豊島間税会副会長 増 子 信 介

新年あけましておめでとうございます。

平成 20 年の年頭に当たり、謹んで皆様にお祝い申し上げます。昨年の納税表彰式で豊島税務連絡協議会表彰状を受彰いたしました。心から厚く感謝申し上げます。これも、豊島間税会、関係六団体各位、そして表彰式を厳粛に挙げていただいた豊島税務署の皆さまのご指導、ご支援の賜物と感謝しております。

さて、昨年の中小企業の景気動向については、業績が低迷している企業が結構多いように見受けられました。本年は昨年以上に混乱と激動が予測される一年のスタートになるのではと、個人的には危惧しております。国内名目 GDP500 兆円の内、大半を占める個人消費、設備投資の動向が消費税行政に大きく影響してくると思われます。これにより、間税会の果たすべき役割が一層重要性を増してきます。今後は、豊島間税会会長故若松隆雄氏の意味を引き継ぎ、更なる納税道義の高揚に努め、公平な税務行政に協力して参ります。

本年が、会員皆様方の事業のご発展・ご健勝であられることを祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

日帰りバス研修会（納連・間税会共催）平成19年11月26日（月）

天気もよく、11月の気候とは思えないほど暖かく、午前8時定刻にバスは出発しました。アサヒビール茨城工場見学と試飲。できたてのビールがとっても美味しく皆さんとても感激していました。アサヒビールの展望台より眺める紅葉もすばらしく、また、昼食は「庭園つくば花まさ」で懐石料理をととてもおいしくいただきました。

筑波神社では、納連の高館さんが尺八を巧みに吹いてくださり、少しの間、尺八の音色に聞き入っていました。さらに、ガイドさんのトークと紅葉が日頃の仕事のプレッシャーを忘れさせてくれ、皆さんとても楽しい一日を過ごすことが出来ました。

本年も計画しますので、皆様の参加をお待ちしています。（野村女性部長）



◆◆◆◆◆ 安心と 未来を守る 消費税 ◆◆◆◆◆



「税の大切さ」

西池袋中学校3年

船津 いすず

中学生にも身近な消費税が日本に導入されたのは、私達が生まれる前の平成元年、当時は3%だったそうです。古い手紙や葉書を見ると、今、封書80円、葉書50円が、それぞれ62円、41円、この半端な数字が消費税だと聞きました。平成9年には今と同じ5%に税率が上がったそうです。世界にもこうした消費税があり、ヨーロッパ諸国では20%前後だそうです。例えば、イギリスは17.5%ですが、水道や家賃、住宅など生活に密着したところは非課税、25%と特に高いスウェーデンでは福祉国家の名の通り、福祉が非常に充実しているそうです。そう聞くと日本の消費税率は意外に低いのか、という印象を受けました。

消費税は間接税ですが、所得税や法人税などの直接税も含めた国の大事な収入である税の使いみちには、医療、年金、介護、下水道や公園の整備、学校教育費、ゴミの回収と処理など様々あります。身の回りのことから思い浮かべると、家で必ず使う水、この水も上下水道が整備されているからこそ蛇口からすぐ出る訳です。道路も同様で、私達が毎日通っている通学路も税金がなければ、舗装されていません。中学校で勉強できるのも義務教育に税金が投入され、教科書も校舎も税金で賄われているからです。新潟中越沖地震で被災した人々の生活を報道で見ましたが、ライフラインごとごとく壊れてしまって、相当不便な生活を余儀なくされています。毎日、当たり前と思っていた平穏な生活のありがたみを思い起こさずにはられません。

ところで、日本は、急速に少子高齢化社会が進んでいます。数年後にはたった二人で一人の高齢者を支えていくことになり、医療、年金、介護などに必要なお金、つまり歳出が確実に増える見込みです。私も70歳を超える祖父母と一緒に暮らしています。祖母は足が悪く、先日、部活のコンクールを見に来てくれましたが、駅から会場に行くまで階段の昇り降りで、足がずきずきと痛み、大変だったそうです。エレベーターや車椅子用のスロープもあったようですが、駅の出口からは離れていたため使わなかったそうです。ちょっとした段差でも大怪我につながり、医療や介護が必要になってしまう。そうならないためには、段差解消などを含めバリアフリー化も必要でしょう。では、高齢者が安心して暮らせる社会のために、必要な税金収入は、消費税5%で、本当に見込めているのでしょうか。

税金が高齢者だけに必要な訳ではなく、子育てや災害支援など、他のどれも必要性が高く、優先順位や配分も一朝一夕に決められるものではないと思います。ただ、今の私にできるのは税金の大切さの意識を持ち続け、将来働くようになった時、今までの感謝の気持ちと社会に貢献できるという喜びの気持ちを込めて、税金を納めることだと思います。

◆◆◆◆◆ 消費税 皆で支える この社会 ◆◆◆◆◆

「税金の使い道」

巣鴨北中学校3年

折茂 彩花

私は小学校低学年の頃、何で百円ショップなのに百五円払わなきゃいけないの？と疑問に思っていました。その頃は税金とは何なのか分からなかったけど税金について少しずつ分かってきた今、日本では税金がどのように使われているのか興味を持ち、父に税金の使い道について聞いてみました。

一つは公立学校に通う児童・生徒の教育費です。中でも私がビックリしたのは中学生の私達一人あたりの年間教育費が小学生、高校生より多いことです。また年間約百万円が私一人に使われているのかと思うと改めて勉強をちゃんとやらないとな・・・と痛感しました。

二つ目は公務員の給料です。公務員というのは警察官、消防士、医者、看護師、学校の先生など私にも直接お世話になる職業の方達で、私の母も看護師をやっているのですの中の一人になります。

他にも市町村のゴミの処理や道路整備など色々なところに使われていると聞きました。

父の話を聞いて私は、自分の母の給料が税金であることに少し変な感じがしました。けれど公務員というのは私達の生活の中で必要不可欠なのではないかと私は思います。警察官や消防士がいるから私達の生活や安全が守られており、医者や看護師がいるから怪我をしたり病気になっても治してくれて健康に過ごせ、学校の先生がいるから私も含め多くの子供達がちゃんと勉強できる。そう考えると私の母も税金をもらう分、一生懸命働いていてスゴイなと尊敬しました。

今、15歳の私は消費税という税金しか払っていないけど、これから大人になっていくにつれ国に納める税金、都道府県に納める税金、市区町村に納める税金など、どれもちゃんと納めて日本が抱えている多額の借金が少しでも早くなくなって将来の日本の世代は今よりもっと税金の使い方を考えて、無駄な税金は使わず、困っている人や災害にあった地域、子供やお年寄りが安全で安心して暮らせる環境作りなどに使ってほしいと思います。

この作文を書くにあたり、今まで知らなかった税金の使い道が知れて、また税金について今一度考えさせられました。私達国民が安心して暮らせるのも税金のおかげ、税金が身近なところでいかされていること、税金の大切さが分かりました。



この国の明日を築く 消費税

「日本の国の納税者として」

川村中学校3年

安藤 千尋

日本国民は国から教育を受けたり、医療費の一部負担を受けたり、ゴミの処理や警察や消防の方たちに日々の生活を守ってもらっています。あたり前のように受けていたさまざまな事が父たちが納めた税金をもとにして成り立っていることを今回はじめて知りました。

私が一番身近に感じている事は教育費です。この中から教科書がきちんとすべての生徒の手元にきています。私たちが何も考えずに頂いていた教科書が、広い世界を知るにつけて、発展途上の国々の中では教科書一冊、そればかりでなく、ノート、鉛筆、その上学校の建物までもがない国もたくさんあること事を知り、私は広い世界のように驚きました。その上で戦争で勉強どころではない日々が、今こうして平和に生活している私達のはるか遠いかなたでおきていることに私は平和のかけがえのない大切さを改めて感じました。平和であればこそ父たちは安心して、それぞれの仕事に励み、そしてそのことによって得たものの中から税金を納めます。こうして先ほどあげたようなサービスを国から国民は受ける事ができるのです。憲法では「国民の三大義務」として教育の義務、勤労の義務、納税の義務が定められています。国民一人一人が生活していくためには税金を納めなければ成り立っていない事がわかりました。そこで日本の社会に目を向けると、国民の少子高齢化が心配になってきます。少子という事で国民の数があまり増えないところに高齢の方が増えていくと、現在65歳以上のお年寄り一人を三人で支えているところが18年後には1.8人で支えることになるのです。18年後というと、私たちの世代が働きざかりで税金を納めている頃です。消費税が導入されたのはこの少子高齢化の対策の一つだという事です。平成元年に3パーセントで消費税がはじまりその後5パーセントになりましたが、今の政治の流れでは更にその比率増加が議論されています。そこには、こういう事情もあったのだと思いました。少ない勤労者の納税で多くの国民の生活を守っていくには、やはり限りがあると思います。その中で、この何年かで増えてきているフリーターという存在は、この税金の仕組みの中ではどのようなのでしょうか。

国民一人一人がそれぞれ自分の力で生活を守っていくという中で税金を納めていく事が、どれほど重要な事かを今回この作文を書くにあたって強く認識しました。

一人一人の国民の意識が国のあり方と将来を決めていくのだと思いました。一人の国民として小さい力ではあるけれど、その重みを知りました。そして大人になってからの納税者としての心構えが私の中で生まれました。



◆◆◆◆◆ 明日の日本 支えるみんなの 消費税

間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。
(注) 間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。
なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。
- ② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。
- ③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。
- ④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。
- ⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。
 - イ 会員企業の発展
 - ロ 税務知識の習得と普及
 - ハ 税務行政への協力
- ⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。
 - イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。
 - ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。
 - ハ 会員相互の連帯と協調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。
 - ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。
- ⑦ 間税会は、「消費税 活かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

間税会加入のお勧め

* 間税会の会費はいくらですか？

個人、法人と格差はありますが最低年額4800円からです。
皆様のご参加をお待ちしております。ぜひ入会下さい。
お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区駒込6-30-13 (有)ネモト時計店 根本

TEL・FAX 3910-2905

納税だより No.76

確定申告特集号

申告書は **ご自分で書いて 提出はお早めに!!**

豊島税務連絡協議会
豊島納税貯蓄組合連合会
社団法人豊島法人会
社団法人豊島商工会
豊島商工会
豊島酒販連合会
東京税理士会豊島支部
豊島税務署
3984-2171

所得税の確定申告が始まりますと、税務署は大変混雑します。還付を受けるための申告書は1月から提出ができますので、下記の無料説明会や国税庁ホームページなどを利用して、早期申告にご協力ください。早めの申告でより早く還付金を受け取ることができます。

年金受給者及び給与所得者のための還付申告書作成説明会

開催日	会場	所在地	時間
1月30日(水)	千早地域文化創造館	千早 2-35-12	《午前の部》 9時30分から12時00分 受付は、11時30分まで
1月31日(木)			
2月5日(火)	長崎第三区民集会室	長崎 2-27-18	《午後の部》 13時00分から16時00分 受付は、15時30分まで
2月6日(水)			
2月7日(木)	南大塚地域文化創造館	南大塚 2-36-1	※会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合があります。
2月8日(金)			
2月13日(水)	駒込地域文化創造館	駒込 2-2-2	
2月14日(木)			

※ 昨年までは2月上旬(説明会)、2月下旬から3月上旬(無料申告相談)の2回に分けて開催していましたが、本年は上記日程の1開催のみとなりますのでご注意ください。

※ 年金・給与以外の収入がある方はご遠慮下さい。

※ 各会場とも、確定申告書をご自分で作成していただくためのアドバイスを行います。

給与所得者・年金受給者・小規模事業者の方のための申告相談会

豊島税務署以外でも、確定申告の相談・申告書の作成及び受付を行います。ぜひご利用ください。

開催日	会場	時間
2月18日(月)～ 3月17日(月) (土・日曜日を除く)	生活産業プラザ (東池袋 1-20-15)	いずれも 9時30分～16時00分 午前の受付は11時30分まで、午後の受付は15時30分までです。会場の混雑等により早めに受付を締め切る場合もありますのでご了承ください。 ※ 譲渡所得のある方や相談内容が複雑な方はご遠慮ください。
	東京税理士会豊島支部 納税者支援センター (西池袋 3-30-3 西池本田ビル3階)	

◆◆◆◆◆ 確定申告 今年も挑戦 イータックス ◆◆◆◆◆

平成 19 年分の所得税の確定申告



イータックス

e-Taxでカンタン申告

ホームページからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高 5,000 円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告を e-Tax で行くと、最高 5,000 円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成 19 年分又は平成 20 年分のいずれか1回)。

添付書類が提出不要

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)。

還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています(通常6週間から3週間程度に短縮)。

e-Tax を利用するには
開始届出書の提出が必要
になります

オンラインで提出できます!

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索

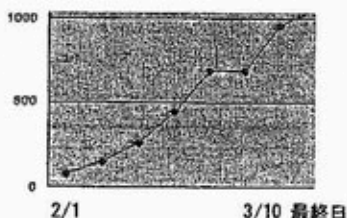
申告と納税の期間は次のとおりです。

- 所得税
2月 18日(月)～3月 17日(月)
- 贈与税
2月 1日(金)～3月 17日(月)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税
1月 4日(金)～3月 31日(月)

※各税の納期限は上記の最終日です。

確定申告の提出
期限間際は大変混
みあいますので、
早期申告にご協力
ください。

昨年の確定申告相談件数



納税は簡単・便利な口座振替で

平成 19 年分の口座振替日は

- 申告所得税 4月22日(火)
 - 個人事業者の消費税
及び地方消費税 4月24日(木)
- です。

新規に振替納税をご利用いただくには、申告所得税は、3月17日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は、3月31日(月)までに手続きが必要です。詳しくは、豊島税務署の管理部門にお問い合わせいただくか、東京国税局ホームページをご覧ください。

東京国税局ホームページ

<http://www.tokyo.nta.go.jp>

「税務職員」をかたった不審な電話等にご注意ください！

税務職員をかたって現金自動預け払い機（ＡＴＭ）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

最近では税務署をかたった不審な文書、東京国税局を名乗る不審な音声ガイダンスによる電話、「国税局税務課」などと国税局をかたった不審なメールが送信されるといった、新たな「振り込め詐欺」も発生しています。

税務署や国税局では

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ＡＴＭ）の操作を求めることはありません。
- (2) 国税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- (3) フリーダイヤルへの連絡を求めることはありません。
- (4) 音声テープにより税金に関する還付のお知らせを行っておりません。
- (5) 電子メールで納税に関する催告や還付のお知らせを行っておりません。

上記内容を求める不審な電話等があった場合は、指示された電話番号等への連絡やメール本文のリンクアドレスを安易にクリックすることなく、最寄りの税務署までお問い合わせください。

(連絡先) 豊島税務署 総務課 ☎ 03(3984)2171

消費税の相談は

豊島税務署
3984-2171

法人 → 法人課税第3部門へ

個人 → 個人課税第1部門へ

「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が延長されています。

【軽減措置の概要】

「不動産の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限られます。）」のうち、これらの契約書に記載された契約金額が1千万を超えるもので、平成19年4月1日以降、平成21年3月31日までの間に作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

* これまでは、平成9年4月1日から平成19年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象にされていました。

【注】建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建物・機械等の保守、家具・機械等の製作もしくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

【軽減後の税率】

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率はその契約書に記載された契約金額につき、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、下表の「軽減後税率」欄の金額となります。

契 約 金 額	本則税率	軽減後税率
1千万円を超え5千万円以下のもの	2万円	1万5千円
5千万円を超え1億円以下のもの	6万円	4万5千円
1億円を超え5億円以下のもの	10万円	8万円
5億円を超え10億円以下のもの	20万円	18万円
10億円を超え50億円以下のもの	40万円	36万円
50億円を超えるもの	60万円	54万円

謹 賀 新 年

本年もよろしくお願い申し上げます

豊島間税会

会 長 代 理	根 本 弘 三	((有)ネモト時計店)
副 会 長	戸 澤 為 利	(株)川口屋
"	石 井 陽 一	((資)三豊酒店)
"	平 栗 哲 夫	(株)セイコーアドバンス)
"	浅 見 幸 子	(調和工業株)
"	増 子 信 介	
青 年 部 長	藤 川 盛 弘	(株)アマランス)
女 性 部 長	野 村 要 子	((有)野村商事)
監 事	丸 山 雄 一	(池袋木工株)
"	橋 本 弘 孝	(ジュエリーアンドウォッチ橋本)

編集後記

会報のページ下に掲載されている標語は平成19年度「税を考える週間」行事の一環として全間連で募集した「税の標語の優秀作品」です。この募集は会員のみならず、どなたでも出来ますので、家族、知人の方々よりの作品の応募を期待しています。インターネットホームページは <http://www.kanzeikai.jp> です。ここには、「税の標語募集」のほか、「消費税など税に関する情報」、「消費税に関するご意見募集」、「税金クイズ」等が掲載されています。ぜひアクセスしてご覧になってください。また、ご意見等ございましたら投稿をお願いします。

明けましておめでとうございます

豊島酒販連合会

東京小売酒販組合	理 事 長	藤 田 利 久
東京小売酒販組合	理 事	戸 澤 為 利
豊島酒販連合会	会 長	石 井 陽 一
	副 会 長	土 尾 英 夫
	"	隠 岐 為 晃
	"	戸 澤 為 利
	"	松 田 浩
	事務局長	小 林 常 悦

酒類のお買い求めは地元の酒販店で!

新年明けましておめでとうございます

豊 島 優 申 会

会 長	稲 川 辰 男	(株)日 出
副会長	浦 野 辰三郎	浦野工業(株)
"	平 栗 哲 夫	(株)セイコーアドバンス
会 計	窪 川 典 水	(株)文祥堂洋紙店
幹 事	水 上 春 樹	二和電気(株)
"	牧 野 雅 之	マキノ製缶(株)
"	斉 木 勝 好	(株)新光商事
"	斉 藤 英 子	池栄青果(株)
"	菅 耕 治	(株)エフ・エム
"	佐 藤 茂 義	(株)小林スプリング製作所
監 事	太 田 博 之	協同商事(株)
"	伊 東 佑 浩	昭英化学(株)
顧 問	遠 藤 喜代治	(株)遠藤製館
"	新 倉 康 榮	(株)タカサゴ

表 紙

【ふくろうの樹公園（池袋地名の由来）】

池袋駅西口の「ホテルメトロポリタン」前にあるこの公園の地は、昔は、袋のような盆地の窪地で多くの池があり、池袋の地名はこの池からおこったとも伝えられています。

池には、清らかな水が湧き、あふれて川となり、この流れはいつのころから弦巻川と呼ばれ、雑司が谷村の用水として利用されたそうです。池は、しだいに埋まり、水も涸れて、今は、その形をとどめていませんが、昔をしのぶよすがとして池が復元され、その地名にあやかり、「ふくろう」の像が設置されています。

冷暖房・温湿度調整装置・乾燥・換気
装置設計施工並にダクト工事請負
送風機・クーリングタワー製作

調和工業株式会社

代表取締役 浅見 正顕

本社 豊島区巢鴨 5-5-2
TEL: 03-3918-4184



宝石・眼鏡・時計 品質を大切にする……

(有)ネモト時計店

代表取締役 根本 弘三

豊島区駒込 6-30-13
TEL/FAX: 03-3910-2905

Amaranth

株式会社 アマランス

代表取締役 藤川 盛弘

豊島区西池袋 5-14-8 東海池袋ビル
TEL: 03-3988-7671
FAX: 03-3988-7668
URL <http://www.amaranth.co.jp>

株式会社 セイコー アドバンス

Seiko advance Ltd

代表取締役 平栗 哲夫

本社 豊島区南池袋 2-27-5
TEL: 03-3987-5111 (代)
FAX: 03-3987-5149
URL <http://www.seikoadvance.co.jp/>

理美容器具・化粧品卸

(有)野村商事

豊島区上池袋1-23-3-101
TEL 3918-1048
FAX 3910-1537

訃報

豊島間税会若松会長におかれましては、平成19年11月13日逝去されました。間税会のため、長年ご尽力されましたことに敬意を表しますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。



間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。

発 行	平成20年 1月
発行者	豊 島 間 税 会
会長代理	根 本 弘 三
事務局	豊島区駒込 6-30-13 (有)ネモト時計店 TEL・FAX:3910-2905